

事務連絡
平成30年7月9日

各地方運輸局海上安全環境部長
北陸信越運輸局海事部長
神戸運輸監理部海上安全環境部長
沖縄総合事務局運輸部長

殿

(国土交通省) 海事局海技課長

平成30年7月豪雨による災害対策に係る船舶職員及び小型船舶操縦者法関連業務の取扱いについて

今般の平成30年7月豪雨による関係地域住民への影響の大きさにかんがみ、海技免状及び操縦免許証の更新申請等、船舶職員及び小型船舶操縦者法関連業務の実施について下記のとおり対処することとしたので、その実施に当たっては貴局管内窓口及び講習等実施機関に周知するとともに、遺漏なきよう取り計らわれない。

また、下記事項を実施すること及び本災害に関連する船舶職員及び小型船舶操縦者法上の取扱いについて、ホームページ又は貴局管内窓口等において、適切に周知を図るとともに、下記記載事項以外の措置の実施要望及び下記地域以外の関連地域に係る要望等がある場合には、早急に本省あて連絡されたい。

なお、本事務連絡の適用は、当分の間とする。

記

1. 本事務連絡の適用対象者

下記2. に掲げる措置の実施対象者は、原則として、今般災害救助法が適用されている市町村（内閣府報道発表 参照。以下同じ。）に住所地を有する者その他更新申請等を行うことができなかったことについてやむを得ない事情がある者とする。この場合、当該者から、下記2. の特例措置に係る申請があった場合には、次のとおり確認する。

① 当該住所地を有する者

住民票の写しその他の住所地を確認できる書類等の提示により適用対象者であるか確認する。ただし、当該提示が困難であるときは、運転免許証その他の住所地を記載した書類又は免許システムに登録されている住所等により確認して差し支えない。

② その他の者

やむを得ない事情を記載した書類により適用対象者であるか確認する。

2. 実施事項

(1) 免許の申請関係

海技士国家試験又は小型船舶操縦士国家試験に合格した者であって、平成30年7月5日以降に免許申請を行ったもののうち、合格から当該申請時までの期間が1年を超えている者については、合格から1年を経過する日において免許申請があったものとみなし、事務手続きを行うこととする。

(2) 海技免状等の有効期間の更新関係

平成30年7月5日以降に海技免状又は操縦免許証（以下「海技免状等」という。）の有効期間が満了する者のうち、海技免状等の有効期間の更新申請時において更新期間を超過しているもの（海技免状等の滅失再交付を併せて申請する者を含む。）については、現有海技免状等の有効期間満了日に更新申請（更新申請及び再交付申請）があったものとみなし、事務手続きを行うこととする。（別紙ケース1～4参照）

なお、更新講習との関係については以下のとおりとする。

① 更新講習により更新を行おうとする者であって、申請時において更新講習修了日から3月を超過しているものについては、有効期間満了日に講習を修了したものとみなして事務手続きを行うこととする。（別紙ケース1参照）

② 更新講習により更新を行おうとする者から、海技免状等の有効期間内に更新講習を修了することが困難である旨の申し出を受けたときは、現有の更新に係る海技免状等を打抜の上、後日受講予定の講習までの期間を記載した有効期間更新手続中シールを更新に係る海技免状等に添付するものとする。当該申し出を行った者に対しては、可能な限り速やかに更新講習を受講するよう指導する。

なお、新しい海技免状等については、当該講習の修了証明書と引き替えに交付することとする。（別紙ケース3参照）

③ 更新講習により更新を行おうとする者であって、海技免状等の有効期間内に更新講習を修了できなかったもののうち、有効期間満了日の翌日以降、現実の申請時まで更新講習を修了できた者については、有効期間満了日に更新講習を修了したものとみなして事務手続きを行うこととする。（別紙ケース4参照）

(3) 上記(1)及び(2)本文中の「平成30年7月5日」については、災害発生日から、災害対策本部の業務に従事していた等の事情により、免許の申請又は海技免状等の更新に支障をきたしていた場合の申請者について、弾力的に取り扱って差し支えないものとする。

(4) 海技免状等の再交付関係

① (2) ①の規定は、失効再交付講習について準用する。

② 自宅に海技免状等を保管しているが取りに戻れない等の理由により、海技免状等を携行することが困難である者が、船舶に乗り組む又は乗船するため、当該海技免状等の再交付を申し出た場合については、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第10条又は第86条に規定する滅失再交付の対象者として取り扱うこととする。

この場合、当該事実を証明する書類並びに運転免許証、船員手帳及び地方運輸局等に保管されている過去の申請書類（写真を貼り付けたものに限る。）その他の本人の確認を行うことができる書類により確認することとするが、本人の確認を行うことができる書類を提出できないときは、試験地、免許を登録した運輸局、免許を交付した年及び前回更新をしたときの更新要件その他の免許システムに登録されている本人しか知り得ない情報等により確認して差し支えない。

また、現在受有する海技免状等については、同規則第12条第1項第5号又は第88条第1項第4号に準じて、後日速やかに返納させることとする。

(5) 海技試験関係

① 海技試験を受験できなかった者に対する措置

平成30年7月定期海技士国家試験に受験申請した者のうち、災害の影響により一科目でも受験することができなかった旨の申し出を受けたときは、添付書類を含む受験申請書類一式を返還することとする。この場合、返還された受験申請書類（海技試験申請書を除く。）については、平成30年10月及び平成31年2月定期海技士国家試験に限り有効なものとして使用できるものとする。

② 海技試験を他の試験会場で受験希望する者に対する措置

平成30年7月定期海技士国家試験の筆記試験に受験申請した者のうち、災害の影響により、避難又は一時帰宅等を余儀なくされたため、受験を予定していた試験会場に来所することが困難な受験者に対し、他の試験会場で受験を希望する旨の申し出を行ったときは、当該受験者に限り認めることとする。その場合、受験票の控え又は本人確認できる書類（写真付きの証明書等）を持参させることとする。

(6) 船舶職員の乗組み基準関係

今般の災害に対応して、船舶を一時的に係留して被災者の入浴・宿泊等に用いる場合の船舶職員の乗組み基準の適用については、係留期間に限り「船舶職員及び小型船舶操縦者法第20条に係る事務の取扱いについて」（平成15年5月29日国海資第

95号) 中Iの三「一時航行の用に供しない船舶」として取り扱うこととする。

この場合、特例許可手続を早急に行う観点から、申請者から電話等であっても申請したい旨を受けたときは、直ちに特例許可申請書を郵送、FAX 又は電子情報処理組織等により提出させて早急に許可を行う。なお、特例許可申請書若しくは添付書類の提出又は当該許可書の交付は事後となっても差し支えない。

3. 報告事項

本事務連絡の適用期限到来後、その業務の実績について、遅滞なく、第1号様式から第4号様式により、本省あて、電子情報処理組織を使用して報告することとする。

別紙

